

附則（KDDI次ビ企第92号）

（実施時期）

- 1 この約款は、令和2年3月26日から実施します。
（5GデータMAX定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この約款実施の日から令和2年7月31日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）
1（適用）（3）に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降のau
（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
- 3 この約款実施の日の日以降、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その5G
契約が、au契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により
当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたものであ
る場合に限ります。）、この約款の規定にかかわらず、その5G契約に係る契約移行手数料
又は契約事務手数料の支払いを要しません。
- 4 この約款実施の日の日以降、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その5G
契約が、LTE契約（第1種LTEデュアルに係るものに限ります。）からの契約移行によ
り締結されたものに限ります。）、この約款の規定にかかわらず、その変更に係る契約移行
手数料の支払いを要しません。
ただし、この取扱いは、その申込みがあった日における最終購入端末（その申込日以前
に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービ
ス取扱所において購入したVoLTEに対応していないデュアル端末である場合に限り、
適用します。

附則（KDDI次ビ企第100号、第119号、第121号、第129号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第132号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年4月7日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第134号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年5月21日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第145号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年6月2日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(18)の2に定める国内通話定額2の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限り。）については、その料金月の翌料金月以降のau（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（通話料の定額適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額1の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）については、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は5Gデータ定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更を請求する場合、同時に、国内通話定額1の廃止又は国内通話定額2への種類の変更を請求していただきます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第148号）

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第152号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年7月21日から実施します。
（5Gシングルの総量速度規制データ量の取扱いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際、現に5Gシングルの提供を受けている契約者回線については、この改正規定中、総量速度規制データ量に関する改正規定に限り、令和2年7月22日の当社所定の時刻から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第156号）

この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第163号、第165号）

（実施時期）

- 1 この約款は、令和2年8月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
（その他）
- 3 令和2年3月26日から実施の附則第2項中「この約款実施の日から当社が別に定める日

までの間」を「この約款実施の日から令和2年7月31日までの間」に改めます。